

申請書添付書類(農用地区域除外)

必ずご熟読下さい

◎ 申請締切日:4月、8月、12月の末日(※閉庁日の場合はその前日)

● 申請書提出時に申請書又は添付書類に不備・不足がある時は受理出来ないことがあります。

書類	交付機関	内容(網掛け部分は農地転用許可申請書に添付が必要です。)	チェック
土地の登記事項証明書 (発行後3か月以内のもの)	法務局	全部事項証明書に限る 申請地土地1筆ごとに必要	
字図 (発行後3か月以内のもの)	法務局	方位・縮尺及び申請地・隣接地に所有者・地目・地積を記入すること 字図上には番号を記入し別紙に記入しても構いません 字境の場合は対面地の図面も必要	
現住所が確認できるもの ・マイナカード、運転免許証、 住民票抄本、戸籍抄本等 (発行後3か月以内のもの)	市区町村	登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合及び町外者 登記時に必要な場合等は原本還付できます。 親子間等の場合は関係のわかるもの(契約書添付の場合は不要)	
建物位置図 (建物施設配置図)		字図又は実測図の中に建物・施設等の位置・長さを表示 雨水・汚水の排水経路について、町担当課等と事前協議を行い、協議 結果、日付、協議相手を図面上に記入すること 申請地に里道・水路が含まれる場合や、隣接する場合は町都市建設課 と事前協議をすること	
建物・施設等の平面図・立面図		縮尺は1/50～1/100程度 建築・床面積等の求積表(計算式)も記入すること	
横断面図面		申請地に切土・盛土・埋め土等が発生する場合 埋め土をする場合は町住民生活課と事前協議をすること	
見取図		住宅地図等に申請地を明記すること	
代替地の検討について (除外後第2種農地の場合)		除外後第3種農地の場合及び第1種農地の例外許可事由に該当する場合は不要 代替地の場所がわかる位置図も添付すること	
写真		申請地の範囲が全て写るよう、方向等を変えて3枚程度 申請地の範囲を赤線で表示すること	
資金証明等	金融機関等	預金残高証明、融資可能証明等(申請者あての証明に限る) 土地代、造成費、建物施設建設費等、総事業費を賄う金額であること 宛名が金融機関あてのもの、住宅メーカー等の証明は不可 複数金融機関の残高証明書を添付する場合、同一証明日のもの 法人が自己資金を投入する場合も預金残高証明書等を添付	
見積書(写)		造成費・外構・建物施設等、当該事業に係る全ての見積書の写し	
契約書(写)(案でも可)		土地売買、賃貸借等契約書等の写し、親子間等の場合は不要	
開発本申請書の写し	都市建設課 など	都市計画法の開発許可を伴う場合 県または町の受付印の押印されたもの	
宅地建物取引業者免許証(写)		2区画以上の建売・分譲住宅用地にする場合	
委任状及び確認書		行政書士等の代理人による申請の場合	
同意書(承諾書)		排水の排出先が農業用水路の場合、水利組合長等の同意書 転用行為の妨げとなる権利(抵当権等)を有する者がいる場合 その他、利害関係者の同意書を求める場合があります	
返信用封筒(許可書送付用)		切手を貼付した封筒(譲渡人・譲受人分)(窓口交付の場合は不要)	
印鑑(認印)		訂正等が必要な場合のため申請書上部欄外に捨印を押印すること	

申請者が法人の場合

履歴事項全部証明書 (発行後3か月以内のもの)	法務局		
----------------------------	-----	--	--

農地に太陽光発電施設を設置される方へ

◎事前に

- ①雨水排水の放流・接続協議(放流接続先管理者との協議)
- ②流量計算書の審査を町都市建設課・農林水産課等で行い、完了後に申請してください。
- ③設置工事に着手する日の60日前までに町政策企画課へ事業計画の届出が必要です。

◎通常の添付書類の他に、下記の書類を添付してください

書類	備考	チェック欄
理由書	システム設置に至った理由	
	例:耕作を放棄していたが、今後も耕作の見込みがなく、農地の有効利用を図るため、今回の計画に至った。等	
シュミレーション	設置業者が作成する、予想発電量・売電予想等が記載されたもの	
排水についての図面及び協議	申請地内を水がどの方向に流れるか矢印で表示し、さらにその水をU字側溝等で拾う、最終的に何処に流す、などを表示すること	
	一時放流先管理者との協議を事前に済ませその旨を図面の空欄に記載すること	
流量計算書	計算書等排水能力については、申請書提出前に農林水産課の工務担当者等と協議をし、問題等のないことを確認すること	
	事前協議結果、日時、担当者氏名を図面等に記載すること	
縦横断図面	土地の地形・形状等を確認するため	
	平地および切土・盛土・埋め土等が発生しない場合でも必要	
九州電力の施設等(電柱・パワコン等)	九州電力が設置する電柱・パワコン等も図面に示すこと	
経済産業省の認定通知書(写)	申請地の地番が認定通知書と一致していること	
九州電力より送付された「工事負担金請求書(写)」	50kw未満(低圧)の場合	
九州電力より送付された「系統連系承諾通知(写)」	50kw以上(高圧)の場合	